

食品安全委員会プリオン専門調査会

第127回会合議事録

1. 日時 令和5年12月15日（金） 10:00～11:43

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) 専門委員等の紹介について

(2) 牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、中村桂子専門委員、
中村優子専門委員、花島専門委員、福田専門委員、横山専門委員

(説明者)

農林水産省畜水産安全管理課 古川室長
農林水産省動物衛生課 加茂前課長補佐

(食品安全委員会)

山本委員長、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷評価調整官、
水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配付資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食
品安全委員会決定）」に係る確認書について

資料2 牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開

資料3-1 牛、めん羊及び山羊の肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずら用飼料としての利
用について

- 資料 3 - 2 牛、めん羊及び山羊の肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずら用飼料としての利用に係る評価の考え方（案）
- 資料 4 評価書目次（案）
- 資料 5 - 1 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の主な変更点について
- 資料 5 - 2 BSEに関する防疫指針等の改正の概要
- 資料 5 - 3 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 資料 5 - 4 家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（新旧対照表）
- 参考資料 1 食品健康影響評価について
「牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開について」（令和 5 年 11 月 21 日付け 5 消安第 4440 号）
- 参考資料 2 食品安全委員会における過去の評価結果等について

6. 議事内容

○眞鍋座長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第127回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

事務局から最初に現在の出席状況を報告してください。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、10名の専門委員に御出席いただいております。

高尾専門委員と福田専門委員は後ほど入られる予定となっております。欠席の専門委員は佐藤専門委員でございます

また、本日の議事（2）に関しまして、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の古川飼料安全・薬事室長に、議事（3）に関連しまして、同じく農林水産省消費・安全局動物衛生課の加茂前課長補佐に御出席をいただいております。

なお、食品安全委員会からは山本委員長、協委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御出席いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

御発言いただく際ですけれども、こちらの挙手カードを御提示いただきますか、ウェブ

会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

発言の最後ですけれども、「以上」と御発言いただきまして、マイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

音声接続不良ですとか通信環境に問題がある場合には、カメラをオフにさせていただきますことや、再入室により改善する場合もございますので、もしマイクが使えない場合にはウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせをいただければと思います。全く入室できなくなってしまった場合には、事務局までお電話をお願いいたします。

以上、ウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

次に、事務局から本日の議事と配付資料について説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配付資料について確認をさせていただきます。

本日の議事ですが、「専門委員等の紹介について」、「牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に係る食品健康影響評価について」及び「その他」となっております。

本日の資料ですけれども、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が1-1から5-4までの11点と、参考資料が2点、机上配付資料が1点となっております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等ございましたら、事務局までお申出をいただければと思います。よろしいでしょうか。

以上です。

○眞鍋座長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事（1）専門委員等の紹介についてですが、事務局から10月1日付で改選がありました専門委員の先生方の御紹介をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、今回の改選により再任された先生を御紹介させていただきます。お名前を呼ばれました専門委員の先生におかれましては、簡単に一言御挨拶いただければと思います。

岩丸専門委員でございます。

○岩丸専門委員 農研機構動物衛生研究部門の岩丸と申します。引き続きよろしくをお願いいたします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

斉藤専門委員でございます。

○斉藤専門委員 女子栄養大学の斉藤と申します。引き続きよろしくをお願いいたします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、事務局も御紹介をさせていただきます。

中事務局長でございます。

○中事務局長 中でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○水野課長補佐 及川事務局次長でございます。

○及川事務局次長 及川でございます。よろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 前間評価第二課長でございます。

○前間評価第二課長 前間です。よろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 寺谷評価調整官でございます。

○寺谷評価調整官 よろしく申し上げます。

○水野課長補佐 小財評価専門官でございます。

○小財評価専門官 よろしく申し上げます。

○水野課長補佐 岡田技術参与でございます。

最後に私、課長補佐の水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、専門調査会の運営等に関して、事務局から説明をお願いします。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、御説明申し上げます。お手元の資料1-1「食品安全委員会専門調査会運営規程」及び資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧ください。要点のみ簡潔に御説明申し上げます。

それでは、資料1-1をお手元に御用意ください。「食品安全委員会専門調査会運営規程」となります。

まず1枚目の第2条を御覧ください。専門委員の設置等について定めております。第2条の第3項に、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとあります。プリオン専門調査会では、既に互選により眞鍋先生が座長に選出されております。

第2条の第5項には、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとあります。

第3条を御覧ください。議事録の作成について定めております。

第4条を御覧ください。専門調査会の会議について定めております。第1項には、座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となるとあり、第3項には、座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができるとあります。また、第4項には、専門調査会への出席は、専門調査会の会議の開催場所への参集またはウェブ会議システムを利用することにより行うものとする とあります。この第4項は、今年の4月の改正により明記されたものです。

続きまして、第5条を御覧ください。専門委員の任期を定めております。2年となっております。また、第3項に基づき再任可能となっております。

次のページの別表を御覧ください。各専門調査会の所掌事務が記載されております。プリオン専門調査会は、その次のページになりますけれども、プリオン専門調査会の所掌事務は、プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議することとなっております。

続きまして、資料1-2を御用意ください。「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

まず、1の「基本的な考え方」を御覧ください。食品健康影響評価は科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行わなければならないと記載しております。その際、調査審議等に用いられる資料の作成に当該学識経験者が密接に関与している場合など、中立公正な評価の確保の観点からは、当該調査審議等に参加することが適当でない場合も想定されるため、該当する専門委員に調査審議への参加を控えていただく場合があることが明記されております。

「2 委員会等における調査審議等への参加について」を御覧ください。(1)に委員会等は、その所属する専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする場合がございます。具体的には、その下の①から次のページの⑥に記載しております。例えば①ですが、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業または同業他社から過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額が、次のページの別表に掲げるいずれかに該当する場合です。

もう一つ例を御紹介しますと、④になりますけれども、特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合が該当します。このような場合が該当することになりますので、御留意のほどよろしくお願いいたします。

利益相反を確認するため、2ページの(2)ですけれども、任命された日から起算して過去3年間において、(1)に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出いただいているところです。

(3)のとおり任命後に該当することとなった場合には、速やかに確認書の再提出をお願いいたします。

また、(4)のとおり提出があった日以降に開催する調査回の都度、事実の確認を事務局より行います。

資料1-1、1-2の説明は以上となります。

説明は以上となりますが、何か御質問などはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま御説明しました内容につきまして、御理解、御留意の上、専門委員としてお務めいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、事務局から、平成15年10月2日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。

10月1日付で改選があった先生方の確認書につきましては、本日、資料1-3として配付しております。また、そのほかの先生方も含め、先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事項」に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

御提出いただきました確認書について、相違はなく、ただいま事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。先生方、よろしいですか。

ありがとうございます。

では、引き続きまして、議事(2)に入る前に、9月29日に開催されました専門調査会での審議内容について、簡単に振り返っておきたいと思えます。

スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関しまして、諮問事項の国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値「30か月齢」を引き上げた場合のリスクに関して、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果案を取りまとめました。

本件につきまして、10月18日から30日間、11月16日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、その後、11月21日の第921回食品安全委員会の審議を経て、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されたと伺っております。

それでは、本日、議事(2)牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に係る食品健康影響評価についてです。本件は、本年11月21日に農林水産省から牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用の再開に係る食品健康影響評価についての諮問があり、11月28日の第922回食品安全委員会でこの件は本専門調査会での審議をしていただきたいと依頼されたものです。

つきましては、最初に農林水産省の古川室長から諮問内容等について説明をいただきたいと思えますので、何とぞよろしく願いいたします。

○古川室長 農林水産省畜産安全管理課飼料・安全薬事室の古川と申します。よろしく願いいたします。

このたび私どものほうから食品安全委員会に評価を御依頼いたしました牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開について、資料2のスライドに従って御説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、1と書いてあるページがございますので、まず1ページを御覧ください。こちらが目次で全体の構造となっております。最初に、1番目にありますとおり我が国のBSE対策における飼料規制の経緯を御説明し、次に、牛肉骨粉等に関する飼料規制の見直しの検討状況、また、私どもの考え方について御説明させていただきます。続いて、利用再開に当たっての検討事項ということで、牛、めん山羊等のプリオン病に関する知見と今回利用再開に当たっての課題や、その対策としての管理措置について御

説明いたします。最後に、その1から3の説明ポイントを一枚にまとめて御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、少し飛んで3ページを御覧いただきたいと思います。我が国におけますBSE対策ということで、これまで1、2、3に記載されている事項を行ってきております。まず、特定危険部位の除去と飼料規制の徹底を両輪として、BSEの発生及び蔓延を防止しています。また、3番目の記載のとおり、我が国でのBSE発生を確認、検出するため、と畜時及び死亡牛のBSE検査を行っております。

続きまして、4ページ目を御覧いただきたいのですが、今御説明した内容を絵で示したものが4ページ目のスライドになります。右側にありますとおり、特定危険部位の除去をと畜場において行う措置は厚生労働省所管のところに記載されておりますし、また、飼料規制や死亡牛の検査につきましては、左下にありますとおり農林水産省のほうで対応を行っております。そのような対策で、これまでBSE対策を行ってきております。

5ページ目を御覧いただきたいと思います。5ページ目におきましては、飼料規制に関する基本的な考え方について記載させていただいております。飼料安全法に基づいて、肉骨粉等の動物由来たん白質を牛に与えるということは、もちろん禁止するとともに、牛用飼料とその他の飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階においても、牛のものとその他のものが分離できるように、牛肉骨粉等が牛等へ給与されることを防止するような措置を行っております。

6ページを御覧いただきたいと思います。今言った話を図式化したものが、今御覧いただいている6ページ概念図となります。こちらの右上の緑色の牛用飼料等と書かれている部分があります。(A飼料)という形で認識されている記載なのですが、こちらにつきましては、左上にあります牛肉骨粉等や、左下にあります豚肉骨粉、チキンミール等の利用は禁止をしております。

一方、緑色の下の部分の鶏・豚等用飼料や養殖魚用の養魚用飼料につきましては、豚肉骨粉やチキンミール等の利用が認められております。ですので、この図で言いますと、左下の豚肉骨粉、チキンミール等の部分の矢印は、マルという形で、こうした飼料が誤って牛に給与されないようなことを前提に表示の義務づけ等をして、利用をしている状況となっております。

また、豚の肉骨粉を含んだ鶏・豚等用飼料につきましては、牛用飼料に交差汚染しないよう、牛用飼料と完全に分けて製造するということを義務づけしております。

実際、どのような形で牛用飼料と鶏・豚用飼料が分離されているかといいますのは、7ページ目を御覧いただければと思います。写真が2つ並んでいるかと思っております。飼料を分離するといいますのも、大まかに2つのパターンがございます。1つ目、左側の事例1と記載されているところにつきましては、完全に建屋から別で製造しているという形になります。左側のほうは牛の設備があつて、右側のほうが豚や鶏の餌を作る設備ということで、完全に建屋が別という工場もあれば、また、右側の写真を御覧いただきたいと思いますと思うのです。

が、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、手前側のほうの飼料と、黄色い矢印のところ、壁になっているかと思いますが、その壁の向こう側にもまた別の飼料ということで、鶏や豚の飼料と牛の飼料が完全に壁で仕切られて、分かれて作られているという工場もございいます。いずれにしても、こういった物理的な分離によって、牛用飼料を製造する区域とその他の飼料を製造する区域を分離するような措置を行っております。

8 ページ目のスライドを御覧いただきたいと思います。こうした飼料規制を徹底することや、特定危険部位の除去等を行うことで、BSEの清浄化は大きく進展をしている状況となっております。2002年1月生まれの牛を最後に、BSEの発生もなく、2013年に無視できるBSEリスク国のステータスを認定し、現在10年以上維持しているという状況となっております。

続きまして、9 ページ目を御覧いただきたいと思います。今回の飼料規制の見直しの背景となります。国内のBSEのリスクの低下に伴い、これまでも既に順次、飼料規制の範囲の見直しを行い、牛肉骨粉等につきましては、本委員会での評価をいただいた上で、養魚用飼料への利用を認めているという状況となっております。一方で、現在も牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料につきましては、スライドの下の括弧内にありますとおり、国内資源であるたん白原料の有効利用につながることから、牛肉骨粉の飼料としての利活用への期待が高まっている状況となっております。

続きまして、10 ページ目のスライドを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、順次見直しを行っているというお話等を御説明いたしましたが、その変遷を書いております。

続きまして、11 ページ目を御覧いただきたいのですけれども、こうした形で飼料規制の見直しの検討を進めていくことといたしましたが、その具体的な説明につきましては、12 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、牛肉骨粉に関する飼料規制の見直しの検討ということで、1 についてですが、国際ルールであるWOAHコードでは、反すう動物由来の肉骨粉等を鶏・豚等の非反すう動物に使用することは規制しておりません。実際、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリにおかれましても、鶏や豚用飼料への利用を認めております。

また、2 に記載されておりますとおり、WOAHによる無視できるBSEリスクのステータスを10年以上維持する等、我が国におけるBSEの発生リスクが大きく低下している状況となっております。

私どもといたしましては、こうした状況を踏まえて、SRMや死亡牛・めん山羊をもちろん含まないような形で、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開を検討させていただくこととなりました。

なお、飼料規制の遵守状況につきましては、これまでに牛用飼料の肉骨粉等の混入事例はなく、農家が牛肉骨粉を含む飼料を牛に誤って誤用や流用した違反というものは、ございません。

検査状況につきましては、次の13 ページのスライドを御覧いただければと思います。直

近10年間における飼料規制の遵守状況を示したものでございます。小さくて恐縮なのですが、※4のところを御覧いただきたいと思っております。FAMICや都道府県におかれましては、各事業場のBSEリスクの程度に応じた頻度で立入検査をしており、飼料用の肉骨粉を製造するレンダリング事業場や牛用飼料とその他の飼料の両方を製造する配合飼料製造事業場につきましては、原則年1回の頻度で立入検査を行っております。ですので、違反数というところを御覧いただければと思うのですが、この10年間ですと肉骨粉に関する違反はゼロ件です。

ただ、※5にありますとおり、記載されている10年間におきましては肉骨粉に関する違反はないと記載されておりますが、2010年と今年の2回、豚の肉骨粉に関する違反が確認されております。いずれも本来牛が含まれてはならないはずの豚の肉骨粉から、牛由来たん白質の混入が確認されたというものであります。ただ、牛の農家にはもちろん、鶏や豚などの農家にも、当該違反のものが出荷するというものには至っておりません。

続きまして、14ページ目のスライドを御覧いただきたいと思っております。こちらのスライドにつきましては、用途別の規制の少し細かい規制となっておりますが、一番左の列に記載された動物を由来とする肉骨粉等がどの家畜向けの飼料に現在利用可能かを示したものとなっております。15ページ目の見直し案と併せて御覧いただけると御理解が進むかと思っておりますので、一緒に併せて見ていただければと思っております。

由来動物の牛の列と、めん山羊の列を御覧いただきたいと思っております。養魚用飼料と記載されているカラムのマルの部分、使用可能という状況となっております。一方、他の家畜用飼料には、牛用飼料だけではなく、豚用、馬用、鶏・うずら用飼料にも使用することができません。こういった状況でありますので、15ページのスライドにありますとおり、橙色のバツの部分から、今回、利用再開というような形の表を記載させていただいております。牛用の飼料については、引き続き、肉骨粉の利用を禁止といたしますが、馬、豚、鶏及びうずら用への利用再開に当たりましては、特定危険部位や死亡牛・めん山羊を含まない形で牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用を再開したいと考えております。

続きまして、16ページに記載のありますとおり、利用再開に当たっての検討事項に入らせていただきます。

まず、18ページ目のスライドを御確認いただきたいと思うのですが、知見の部分の整理の状況でございます。肉骨粉の原料となる牛及びめん山羊のプリオン病に関する知見ですが、本年10月、食料・農業・農村政策審議会の家畜衛生部会プリオン病小委員会において御議論いただいた際、牛については、飼料規制等のBSE対策の実効性が維持される限りにおきましては、定型BSEの発生する可能性は極めて低いということを確認しております。また、めん山羊につきましても、我が国における飼料規制が効果を発揮しており、BSEの可能性は極めて低いということを確認しております。

19ページを御覧いただきたいと思っております。次に、牛の肉骨粉等の利用再開の対象となる馬、豚、家きんのプリオン病に関する知見でございます。馬につきましては、野外でのプ

リオン病の存在は確認されておらず、また、豚及び家きんにつきましては、自然状態においてBSEを伝達する科学的証拠はないことを確認しております。

その結果、プリオン病小委員会より、製造工程の分離等の管理措置の実施により、牛肉骨粉等の牛等への給与を防止した上で、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用を再開した場合、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼすことは考えにくいという下の四角囲みの部分ですが、そういった技術的助言をいただいております。

続きまして、また少しページが飛んで、21ページを御覧いただきたいと思います。こういったお話の全体の現行の飼料規制の仕組みについて御説明させていただきます。

21ページでは、まず左から、と畜場からレンダリング事業場で肉骨粉を作って、その原料が配合飼料工場に運ばれて、とうもろこし等の様々な原料で混ぜられて、一番右の四角の農家や養殖場に流れていくという物の流れとなっております。

左から2番目の飼料用肉骨粉を製造するレンダリング事業場の段階におきましては、SRMや死亡牛・めん山羊由来のたん白質が飼料原料に混入することがないように、処理ラインを完全に分離し、焼却処分しております。また、レンダリング事業場の右隣の配合飼料製造事業場においては、先ほどの写真でもお示ししましたとおり、牛などの反すう動物用飼料の製造工程と鶏や豚などのその他の飼料の製造工程を完全に分離し、牛等用飼料への肉骨粉の混入を防止することとしております。

さらに、一番右端の農家・養殖場の段階におきましては、誤用等を避けるため、肉骨粉を含む飼料の牛への給与を禁止する旨の表示を義務づけております。

こうした措置が正しく履行されていることにつきましては、レンダリング事業場及び配合飼料工場につきましては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、略して通称FAMICと呼ばせていただいておりますが、FAMICが行っており、また、農家等につきましては、都道府県が分担して立入検査を行っているところでございます。

特にレンダリング事業場や牛などの飼料とその他の飼料の両方を製造している配合飼料業者につきましては、原則として年1回の立入検査をして、牛とその他の飼料がしっかり分離されて製造されていることを確認しております。

続きまして、今回再回における課題を22ページのスライドに記載しております。22ページは今回の利用再開に当たっての課題を示したものでございます。大きく分けて3つございますが、まず、配合飼料製造業者、課題1と記載されている部分につきましては、牛用飼料への混入をより確実に防止するため、製造工程の完全分離に加えて、牛等への給与を禁止する旨の表示を行うとともに、新たな対策の必要性を考えております。

また、課題2にありますとおり、販売事業場の段階におきましては、基本的に飼料といえますのはほとんどが農家へ直送されておりますが、一部の飼料につきましては、ホームセンターなどで農家が自由に買える形で販売されている場合もございますので、牛農家が牛肉骨粉等を含む飼料を誤って購入する可能性につきましても、防止する必要性があると考えております。

最後、一番右にあります飼料の使用段階であります。牛農家の中には、少数ながらペットのような形で鶏などを飼養しているところがございますので、単なる使用禁止の表示だけではなく、こうした農家さんにおける牛への誤給与をより確実に防止する必要があると考えております。

これらの課題に対応するための新たな管理措置について、23ページに記載しております。23ページは、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に当たっての管理措置ということで、課題1への対応としては、自己点検の概念の導入や大臣確認の実施、また、課題2への対応としては、出荷先の制限、課題3につきましては、鶏・豚をともに飼養する牛農家等への検査強化ということを考えております。

まず、配合飼料の製造段階の課題1への対応につきましては、24ページのスライドを御確認いただきたいと思います。24ページは配合飼料製造事業場の管理措置を示したもので、黄色い部分が今回新たに導入する管理措置でございます。牛肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開において、牛肉骨粉等を含む飼料を製造する配合飼料製造事業場におかれましては、1から5の要件をこれまで求めております。牛用飼料とその他の飼料の製造工程の完全分離のほか、製造・品質管理者を設置して、原料の受入れから製品の輸送に至るまでの工程が正しく行えていることを日々確認するようにしております。こうした措置が適切に行えていることを農林水産大臣の指示を受けたFAMICが確認するようにしております。

これに加え、FAMICが年1回の頻度で遵守状況を確認するだけでなく、事業者自らも製造関連業務が正しく行われていることを自己確認してもらうことを考えています。こちらが黄色い部分になります。

また、製造に従事する従業員に対して計画的に教育訓練を行うとともに、万が一異常が発生した場合、国等に対して直ちに報告を行い、原因の究明とその結果に基づく改善措置の実施を求める考えでございます。

続きまして、25ページにつきましては、2つ目の課題に対応ということで、配合飼料工場から出荷先となる販売事業場の管理措置となります。誤って牛肉骨粉をホームセンター等で購入されることを防止するため、牛肉骨粉等を含む飼料を製造する配合飼料製造事業場に対しましては、牛用飼料を店舗に陳列するところには、牛肉骨粉を含む飼料の出荷を行わないことを大臣確認の要件にすることとしております。

続きまして、スライドの26ページを御覧いただきたいと思います。26ページは3つ目の課題に対する農家段階の新たな管理措置となります。鶏・豚をともに飼養する牛農家のうち、牛肉骨粉等を含む飼料を使用するものに対しては、原則年1回の立入検査を行う等、農家段階の検査を強化いたします。

具体的には、利用再開後1年目を目安として、鶏・豚などをともに飼養する牛農家への立入検査を一通り実施し、牛肉骨粉を含む飼料の取扱いについて指導します。利用再開後2年目以降につきましては、牛肉骨粉を含む飼料が流通していると考えますので、鶏・豚をともに飼養する牛農家のうち、鶏・豚に対して牛肉骨粉を含む飼料を使用したところに

つきましては、原則として年1回の立入検査を行う等、最優先で飼料規制の遵守状況を確認するようにしたいと考えます。

続きまして、27ページを御覧いただきたいと思うのですが、今御説明した内容を対応させたものを新たな管理措置案として図に示したものとなります。このように利用再開に当たっては、製造工程の分離等に加えて、新たな管理措置を加えることで、飼料安全法に基づく審議会である農業資材審議会に諮問し、本年10月に同審議会の飼料分科会で説明したところ、馬、豚、鶏またはうずらを対象とする飼料に含むことができる動物由来たん白として、牛、めん羊または山羊に由来する肉骨粉等を追加することは適当と認めるとの答申をいただいております。

最後に29ページのまとめを御覧いただきたいと思います。1については、飼料規制のBSE対策の徹底により、BSEリスクは確実に低下をしているということです。

2につきまして、我々農林水産省の審議会に当たりますプリオン病小委員会からの技術的助言のとおり、製造工程の分離等の管理措置の実施により、牛肉骨粉の牛等への給与を防止した上であれば、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用を再開したとしても、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼすとは考えにくいと認識しております。

また、3に記載のとおり、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に当たりましては、牛用飼料への交差汚染や牛等への誤用、転用の部分のリスクがあることから、従来の管理措置だけでなく、配合飼料製造事業場における自己転換の実施、牛用飼料を店舗に陳列する量販店への出荷の制限、鶏・豚をともに飼養する牛農家への立入検査の強化など、そのリスクを抑えるための管理措置を新たに講じたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○眞鍋座長 古川室長、どうも御丁寧な説明をいただきありがとうございます。

ただいま農林水産省から本諮問の背景、諮問事項の内容について御説明をいただきましたが、委員の先生方から御質問あるいは御意見、コメント等ございましたら、よろしくお願ひします。御質問等ございませんでしょうか。

中村桂子先生。

○中村桂子専門委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

流通の状況について教えていただきたいのですが、27ページの新たな管理措置のところではありますが、配合飼料製造事業場、それから販売事業場、農家、養殖場になるわけですが、量販店への陳列は出荷制限をするということで了解しました。それ以外といたしますか、質問の大きな趣旨は、こちらの流通状況について詳しくないのですが、例えば店舗ではなくオンラインでというか、販売事業場から直接という流通量のほうが多いのか、現状でどの経路の流通が多いか分かりましたら教えてください。お願ひします。

以上です。

○眞鍋座長 よろしくお願ひします。

○古川室長 御質問ありがとうございます。流通の実態としては、基本的には配合飼料工

場のところから農家さんのほうに直接出荷する形が多いです。といいますのも、大体運ぶ形態といいますのが、ばら体の形で運ぶ形が多いためでございます。ただ、まれに一部に、ホームセンター等に行かれた際、庭先で飼うような家きん用の餌を前提として20キロぐらいの紙袋とか、そのぐらいの大きさに入った餌の袋が販売されているのを御覧いただいたことがもしかしたらあるかもしれませんが、こういったものはごくまれで、大体が直接運ばれているものです。また、一部、特約店という形で完全に配合飼料メーカーさんの関連する販売店のようなところから発送される形がありますが、基本的には農家さんのほうが直接工場さんとやり取りを行う形が大宗を占めると考えます。

以上です。

○中村桂子専門委員 ありがとうございます。

そうしましたら、そこが量としては一番多いところ、そこについては大臣確認の要件に自己点検を追加するという事で誤用を防ぎ、それに加えて立入検査が従来どおりあるという事の理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○古川室長 おっしゃるとおり、実際に直接出荷する配合飼料製造事業場におかれましては、大臣確認においてしっかり出荷先を確認するという要件は課しておりますので、そこは従来ももともと牛農家に対しては牛の餌で、誤ってほかの豚や鶏の餌を送付しないという取組も従前からしっかり行っておりますので、引き続き大臣確認で強化して、そのような誤りがないようなことを行わせることを考えております。

以上です。

○中村桂子専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

ほかに先生方、何か御質問とか、あるいはコメントございますでしょうか。

花島先生、よろしく申し上げます。

○花島専門委員 鳥取大学の神経内科の花島です。

あまり詳しいことは存じ上げないですけれども、まず、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用はEUではまだ禁止されているということなのではないでしょうか。日本で利用再開を考えるのは、EUではBSEの発生があるから禁止しているが、日本では発生がないため規制を緩められるということでしょうか。EUとの違いは、どういう点で判断されたのでしょうか。

○古川室長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、EUが特に2000年当時、90年代後半からかなり頭数が発生しておりまして、つい最近もまだEU全体で見ると、例えば英国なんかにおかれましても本当にごくまれなのですが、定型が出ております。我が国におきましては先ほどの御説明のとおり2001年生まれ以降の牛からは発生していない状況ですので、そういった発生状況の違いなのではないかと考えております。

ですので、逆に言いますと、EU以外の地域につきましては、大体どちらの国におかれましても、牛の肉骨粉は既に利用されているような状況となっております、逆に、牛の肉

骨粉を家畜用飼料に活用していない主要な国といたしますと、我が国とEUだけというような状況とされます。

以上です。

○花島専門委員 基本的なことを質問させていただきたいのですが、飼料として配られるときも、肉骨粉というぐらいですから飼料は粉状の形でしょうか。そうであれば、粉で舞い上がったりして他の物に混ざったりする可能性について管理がどうなっているのか心配になるのですが、よく知らないための質問で申し訳ないですけれども、確認させてください。

○古川室長 御質問ありがとうございます。飼料のタイプといたしますのは、実は肉骨粉等を混ぜた後の飼料はいろいろなタイプがございます。マッシュタイプというものや、あとかりかりのかりんとうみたいな形になるペレットの形態などが主にあるのですが、粉状でばっと舞うかといいますと、例えば牛の肉骨粉を使われる可能性が一番高いと思われるブロイラー飼料の場合ですと、とうもろこしを粗粉碎ぐらいしたもの形態で出回るので、ブロイラーとかですと体を大きくするために少し油を多めに入れたりしていますので、ややしっとりめの餌になっておりますので、風で簡単に舞うということにもなりませんし、また、家畜を飼う段階におきましても、牛の餌と肉骨粉を使う鶏の餌が近くで給与されるというような飼いはさせないような二重の措置を行っております。そもそも風でも舞いにくいような形態になっておりますし、飼育段階におきましても、近くでは2つの異なる畜種において餌を与えないような飼育の措置も行われておりますので、誤って風で舞って肉骨粉が隣の牛の餌に紛れ込むというような形が起ることは考えにくいと思っております。

以上です。

○花島専門委員 ありがとうございます。隣の牛というより、人への影響もちょっと私は気にしたのですけれども、鶏用の飼料の場合、細かく舞い上がりやすくないかとかちょっと心配になりました。形状によって規制を変えるとかということもあるのかなと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

○眞鍋座長 ほかにございませんでしょうか。先生方、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

○福田専門委員 1つ質問させていただきたいのですが、途中から来て、先に話があったら申し訳ないです。廃棄する場合、あとは食べ残しがある場合について、何か注意事項とか規制することというのはありますでしょうか。

○古川室長 御質問ありがとうございます。まず、食べ残しのほうからお話しさせていただきますと、基本的には食べ残しということは考えにくいような状況となっております。といいますのも、昨今、一時期ほどは収まったとはいえ、ウクライナの侵攻の関係や円安の状況を踏まえ、かなり飼料価格が上昇しております。家畜とかを飼うコストに占める飼料の割合といたしますのが、畜種によっては6割近く生産のコストに占めておりますので、

生産現場におかれましては、食べ残しを少しでもさせずに、しっかり家畜が食べてもらうような形でかなり工夫をしております。

ですので、その食べ残しというのは、農家さん段階におきましても、ちゃんと家畜の口にも少しでも入れるような形で現場のコスト削減の観点では取り組んでおりますので、そこは考えにくい状況となっております。

廃棄につきましても、都道府県なり我々のほうなりFAMICが何か問題があって相談するときは、我々が相談を受けて、適切に廃棄処分するような形で指導を行っていくことになるかと思えます。

仮にそれを譲渡とか、そういったものを行われる場合は、例えば牛の肉骨粉が入っていた鶏の飼料を農家さんが、余ってしまったから牛農家さんにあげようとしてしまうと、それは飼料安全法に抵触することになりますので、そこは誤って変な形で処理するということは考えにくいのではないかと考えております。

以上です。

○福田専門委員 畑に撒いたりとかそういう誤用がないようにということで懸念していました。ありがとうございます。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。今村先生、よろしくお願いします。

○今村専門委員 聞き逃してしまったかもしれないのですが、13ページの飼料規制の遵守状況のところ、2010年、2023年に1件ずつ違反があったということだったので、その原因が何かということと、それに対して対策がどのようにされたかということをお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

以上です。

○古川室長 御質問ありがとうございます。こちらの2件の違反につきましては、いずれも収集段階が原因です。豚の肉骨粉を作るときは、と畜場から出てきた豚の骨や皮などの残渣を集約した形で豚の肉骨粉を作っております。当時の原因としましては、原料を集めるときの容器を用いますが、牛と豚を両方処理していると畜場もでございますので、そういった場合、本来であれば、豚肉骨粉の原料の骨や皮を入れる原料の容器と、牛の骨や皮を入れる原料の容器というのはしっかり分離をした形で取り扱わなければいけないところ、分離が不十分であったり、また、運ぶ際にはしっかり蓋を閉めて、横に漏れたりとかしないような形を原則求めているのですが、蓋を閉めるところの徹底が不十分だったり、そういったところの管理が不十分であったことによって、ちゃんと分別したはずの牛由来の原料が豚由来の原料に混入してしまったのではないかと推測しております。

改善対策としましては、原料を運ぶ牛の残渣と豚の残渣の容器を分けるとともに、その缶を運ぶときには、やはり重い容器ですので、フォークリフトというものを、よく物流で使われていると思うのですが、フォークリフトを専用化したり、蓋をしっかり閉めることの徹底や、あと、荷下ろしの場所をある程度は定めているのですが、明確に豚の原料と牛の

原料を荷下ろしする場所を徹底する等、そこら辺は誤りが二度と起こらないような形で、しっかり現地で対策を取っていただいております。

その上で、分けた結果がしっかり行われているかどうかといいますのは、分析等を行って、本当にその混入とかがもう二度と起こっていないことを確認した上で、改めて利用を再開しております。その際、やはり一度過ちを犯した場合ですと、肉骨粉のレンダリング業者さんに対しては大臣確認という制度を導入しているのですが、一旦取消しをして、餌としての出荷を禁止した上で、改めて改善されたことを十分確認した上で大臣確認を再度下ろすというような形で、徹底して対応をさせていただきました。

以上です。

○今村専門委員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○眞鍋座長 ほかにございませんでしょうか。

私のほうから、資料をいただいた27ページもそうなのですが、立入検査が非常に重要だと思うのですが、配合飼料製造事業場への立入検査というのがFAMICだけではなくて都道府県からも斜めの矢印がありますね。この辺り、混乱というのはないのでしょうか。

○古川室長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、制度上で都道府県も配合飼料製造事業場に入る形になっておりますが、牛の肉骨粉の利用再開という観点で見た場合は、基本的にはFAMICが見る形で原則行いたいと思います。

また、牛の肉骨粉の措置に限ったものではございませんが、日頃からFAMICと都道府県のほうにおかれましても、立入検査に関する状況というのは情報共有をしておりますので、お互い見合わせてしまって行きそびれるとか、そういった穴が空くようなことにはならないように十分注意しております。いずれにしても牛肉骨粉の措置につきましては、基本的にFAMICが検査なり何らかの形で現地に入ることを想定しております。

以上です。

○眞鍋座長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

ほかに先生方からございませんでしょうか。

それでは、御質問を十分頂戴しましたので、ただいまの御意見を踏まえまして、本件に関する審議を進めたいと思います。

まずは事務局から資料の説明をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。資料は3-1、3-2、資料4、参考資料2と机上配付資料を御用意いただければと思います。

最初に参考資料2を用いまして、参考としまして、これまでの食品安全委員会における過去の評価結果等について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、これまでの食品安全委員会における過去の評価等につきまして、肉骨粉等を飼料に利用することといった審議についてまとめたものとなっております。表紙の後にはそれぞれの各評価結果等を別紙の形でおつけしております。こちらの表紙に沿っ

て説明をさせていただきます。

青いところの左側の諮問となっているところが、それぞれの諮問について、原料となる動物種と、それを飼料として利用する給与対象となる動物種を矢印で結んでおります。右側の評価結果等が、評価結果のポイントを簡単にまとめたものとなっております。

今回の評価に関係する内容としましては、こちらの2段目の原料が牛というところ、それから3段目の原料がめん山羊となっているものが、今回と同様に原料が牛とめん山羊といったところ。それから、1段目と4段目の給与対象動物が豚、鶏、うずら、また、5段目の給与対象が馬となっているものが、今回と同様に給与対象動物が馬、豚、家きんとなっております。こちらの内容を参考にはいかがかといった形で考えております。

まず、2段目の牛由来の原料を養魚用飼料として利用する際の諮問につきましては、原料となる牛の部位については、日本においては牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと評価しているといったこと。また、3段目のめん山羊由来の原料を養魚用飼料として利用する際の諮問につきましては、めん羊及び山羊の肉及び内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は考え難いと評価しているといったことを、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する理由といった形でリスク管理機関に回答をしております。

1段目と4段目の肉骨粉等を給与対象動物が豚、鶏、うずらの飼料として利用する場合の諮問につきましては、平成16年と平成19年に豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はないとする評価を行っております。

また、5段目の給与対象動物が馬のものにつきましては、馬にプリオン病の自然発症例が確認されていないことから、これにより人の健康に影響を及ぼすとは考え難いといった内容を、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する理由といった形でリスク管理機関に回答をしております。

具体的な内容については、別紙のほうを御覧いただければと思います。

続きまして、以上を踏まえまして、資料3-1、資料3-2、資料4、机上配付資料のほうを御説明させていただきます。こちらにつきましては、事前に座長と座長代理のほうに御相談の上、作成をさせていただいております。

まず、資料3-1になりますが、1番目が経緯等といった形になっております。先ほどリスク管理機関のほうから御説明いただいた内容が含まれておりますので、そちらについては簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、こちらの経緯等の1段目につきましては、今般の農林水産省からの食品健康影響評価の依頼について記載をしております。

2段落目につきましては、2001年に国内で初めてBSEが発生してから、農林水産省が講じた飼料規制の措置について記載をしております。

その次の3段落目につきましては、各種のリスク管理措置といったものを前提としつつ、養魚用飼料への牛肉骨粉等の利用再開など、規制範囲の見直しといった内容について記載

をしております。

4段落目につきましては、今般の諮問の背景としまして、長年のBSEリスクステータスの維持ですとか、これまでのリスク管理措置の実施状況を踏まえたものであるといった内容を記載しております。

5段落目につきましては、今般の見直しに係る農林水産省の家畜衛生部会プリオン病小委員会からの技術的助言、また、農業資材審議会からの答申結果といったものについて記載をしております。

次の2ページをお開きください。こちらは2が諮問事項でございます。今般の農林水産省からの諮問事項をまとめて記載をしております。こちらの後段で「また」のところからは、先ほど御説明をいただきました今般の牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用に当たってのリスク管理措置を記載しております。

同じく2ページの下部に3、牛及びめん山羊の肉骨粉等についてとしておりますけれども、今般御審議いただく肉骨粉等の定義をまとめております。農林水産省からの資料によりますと、牛肉骨粉等とは、哺乳動物由来たん白質のうち、牛、めん羊または山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血漿たん白をいうとのことでございます。

その下のほうに原料や製法を表としてまとめております。

なお、先ほども御説明いただきましたが、これらの原料には、死亡と体ですとかSRMといったものは含まれておりません。

次に、同じく3ページの4、レンダリング工場、飼料工場、農場における管理体制についてまとめております。こちら先ほどリスク管理機関のほうから御説明いただきましたが、飼料安全法に基づく飼料規制では、BSEの感染源となり得る原料の規制を行うとともに、牛用飼料等とその他の飼料との交差汚染防止のために、飼料の製造から給与までの各段階において製造工程の分離等を行っております、各工程について具体的な対策をその下の表としてまとめております。

続きまして、次のページに行ってくださいまして、中段のところです。5、食品安全委員会における審議結果等についてということで、参考資料2と重複する部分もございますが、これまでの審議等についてまとめております。

まず、(1)牛の肉及び内臓について、では、これまで国内BSE対策の評価におきまして、牛群のBSE感染状況や各種のリスク低減措置に加えて、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと評価をしているところでございます。

また、第86回プリオン専門調査会における御審議におきまして、これらの評価結果を踏まえて、「養魚用飼料の原料となる牛の肉骨粉等は、牛のSRMを除く部位であり、人が摂取しても健康影響が無視できると評価されている部位」とされております。

続いて(2)がめん羊及び山羊の肉及び内臓についてですけれども、次のページに行っ

ていただきまして、これまでめん羊及び山羊のBSE対策の評価におきまして、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスクを踏まえると、評価対象国に対しては、こちらは日本も含まれますけれども、めん羊及び山羊の肉及び内臓に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難いと評価をしているところでございます。

また、第107回プリオン専門調査会における御審議では、これらの評価結果を踏まえまして、「原料となるめん山羊の部位に関しては、日本での、野外におけるめん山羊のBSE感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できる」とされております。

続いて、(3)が豚及び家きんにおけるBSEプリオンに対する感受性・伝達性についてとなっておりまして、平成16年の食品健康影響評価におきまして、豚及び家きんが自然状態においてBSEプリオンに感染し、BSEを伝達する科学的根拠はないとしております。

続いて、(4)が馬におけるBSEプリオンに対する感受性・伝達性についてとなりますけれども、第107回プリオン専門調査会における御審議では、野外での馬のプリオン病の存在は報告されていないこと、また、馬のプリオンたん白質の構造がプリオン病への抵抗性に関与している可能性があるとの報告を踏まえて、めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料を給餌された魚を人が摂取した場合のリスクは、無視できる程度とされております。

5 ページの一番下のほうになりますけれども、6、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に係る評価の考え方としまして、今般の評価の考え方となりますけれども、これまでの食品安全委員会の食品健康影響評価、またプリオン専門調査会での御審議といった経緯を踏まえまして、次の6 ページに(1)(2)と記載をさせていただいておりますが、まず(1)飼料としての利用を検討している原材料(牛肉骨粉等)の安全性について検討する。それから(2)牛肉骨粉等を馬、豚または家きんへ給与することによる人へのBSE感染リスクといったものを検討してはかがかとしております。

こちらの6番の内容につきまして、資料3-2に改めてまとめておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

資料3-2になりますけれども、今般の評価につきましては、まず一番最初です。BSEリスクステータスの維持ですとか、これまでのリスク管理措置の遵守状況を踏まえて、牛、めん山羊に由来する肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずら用飼料への利用再開について御審議をいただくものとなっております。

なお、牛に対する飼料規制等のリスク管理措置については、これまでと同様で、変更はないといったところでございます。

次に、その下の評価のポイントとしまして2つに分けております。まず1点目ですけれども、前提となる原材料の安全性について検討を行うということで、鶏・豚等用飼料の原料となる牛肉骨粉等ですけれども、こちらは牛、めん羊及び山羊のSRM及び死亡と体を除く部位を原料として製造されるものとなっております。

これまでの食品健康影響評価において、人が摂取しても健康影響が無視できると評価し

た部位が原料となるといったことを踏まえて御検討いただいてはいかがかと考えております。

2点目は、人へのBSE感染リスクと囲ってあるところになりますけれども、こちらをさらに2つに分けております。1つ目が給餌対象動物におけるプリオンの感受性・伝達性ということで、こちらは牛肉骨粉等を含む飼料を給餌された馬、豚または家きんを人が食べることによるBSE感染リスクとしております。それぞれの給与対象動物におけるプリオンの感受性・伝達性について、これまでの評価ですとか調査会における審議結果を踏まえまして、これ以降の新たな知見について確認してはいかがかと考えております。

続いて、人へのBSE感染リスクの2つ目としまして交差汚染としております。牛肉骨粉等を含む馬、豚または家きん用飼料が反すう動物用飼料と交差汚染を起こし、それを給餌された牛、めん山羊を通じて人がBSEに感染するリスクとしております。こちらは現在講じているリスク管理措置の実施状況について確認をするとともに、今般、農林水産省のほうで新たに導入を予定しているリスク管理措置を踏まえまして、検討いただいてはいかがかと考えております。

以上を踏まえまして、最後、矢印の下になりますけれども、BSEに係るリスク管理措置の実施といったものを前提としまして、人への健康影響を検討してはいかがかと考えております。

以上が今般の評価の考え方の案となっております。

続いて、ただいま御説明いただきましたこちらの評価の考え方の案に基づきまして、評価書の目次案として資料4をお示ししております。こちらにつきましては、項目としてさらに追加すべき等があれば御教示をいただきたいと考えております。

最後に机上配付資料としてお配りしておりますけれども、今般の評価に係る知見をまとめております。(1)がこれまでの食品健康影響評価や調査会における御審議において引用した文献等となっております、(2)としましてこれ以降の知見の候補として幾つか挙げておりますが、先生方より追加の御知見等がございましたら、御教示をいただきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○眞鍋座長 非常に分かりやすくまとめていただいて、丁寧な説明をありがとうございます。

これまでの食品安全委員会や本調査会での評価、それから調査審議等を踏まえた本件についての評価の考え方の案、それから評価書の目次案、新たな知見等について説明をいただいたわけですが、まず、資料3-2に示している本件の評価の考え方の案についてです。本評価について、ここに示した内容に沿って各項目を検討してはいかがかということですが、これらについて委員の先生方から御意見あるいは御質問を頂戴したいと思います。

資料3-2をお願いします。このような進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、このような形で今後進めさせていただきたいと思います。

続きまして、資料4の評価書の目次案ですが、新たな知見につきまして、先生方のほうから何か御意見あるいは御質問がございましたら、追加すべき項目、新たな知見に関してお教えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。もしございましたら、また追ってメールでも事務局のほうにお教えいただけたらと思います。

それでは、資料3-1に沿いまして、今後、審議を進めさせていただきたいと思います。

本日の審議の内容につきましては、もう一度事務局と相談しまして取りまとめた上で、改訂等が必要でしたら、また専門委員の先生方に御相談させていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、議事(2)はここまでで、先生方、よろしいでしょうか。

続きまして、議事(3)その他ですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○水野課長補佐 本年5月にBSEに関するWOAHコードが改正されたことを踏まえまして、国内BSEサーベイランスの対象となる牛を見直すとともに、BSEの疑似患畜となる牛の範囲を整理したということがございます。本件につきまして、農林水産省加茂前補佐より御説明いただけるということで、本日御出席をいただいております。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省の加茂前補佐、御説明をよろしくお願いいたします。

○加茂前課長補佐 農林水産省動物衛生課の加茂前と申します。

資料5-1を御覧いただければと思います。こちらは本年10月18日の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会で答申をいただきましたBSEに関する防疫指針等の改正の概要でございます。

まず全体の御説明の前に、コード改正の議論について、これまでどのような話があったのかを簡単に御説明させていただきますと、BSEのコードにつきましては、2008年におおむね現在の構成となって以降、比較的小規模な改正のみ行われてきたという状況でございます。こうした状況の中で、世界的な対策の進展によるBSEの発生頭数の減少や、BSEについて研究成果の集積等を踏まえまして、現在のリスクなど、科学的な知見に応じたBSEのコードの改正の見直しが急務となっていたところでございます。このため、コード委員会におきまして、2018年から改正作業を本格化いたしまして、加盟国への7回の回覧の後、本年5月のOIE総会でBSEコードの改正が採択されたということになりました。

このBSEの改正に関するWOAHのコードの改正を踏まえまして、BSEサーベイランスの対象となる牛を見直すとともに、BSEの疑似患畜となる牛の範囲の整理をいたしましたので、その概要を御説明させていただきます。

内容はここに文章で書いてありますけれども、ちょっと内容がすぐに入ってくる感じがございますので、資料5-2のポンチ絵で内容を説明させていただきたいと思っております。

今回のBSEに関する指針等の改正の概要は柱が大きく3つございます。1つ目の柱はBSEのサーベイランスの対象の変更、2つ目の柱が疑似患畜となる対象の牛の変更、最後が疫学情報の収集・発生原因究明の対象についての変更ということで3つございます。資料の左側が改正前の内容、右側が改正後の内容になってございます。

資料の上から説明をさせていただきますと、まず一番上、BSEに関する特定症状を呈した牛につきましては、現在は全月齢を対象に検査を実施しているという状況で、こちらについては特に変更なく、全月齢を対象とした特定症状牛に対する検査を行っているというところになってございます。

2つ目が、48か月齢以上の起立不能牛に対する検査でございます。こちらにつきましては、法令上、48か月ということ区切っているのですけれども、48か月齢未満の牛についても防疫指針の中で家畜防疫員が必要と認めた牛については検査をしているという状況でございます、実質的に変更はないと考えてございます。

改正後は、※2になるのですけれども、一般的な理由で説明できるものを除くということで規定しておりますので、症状の絞り込みを行いまして、対象となる牛の絞り込みが行われるものと考えております。

次が、96か月齢以上の一般的な死亡牛に対するBSEの検査ですけれども、こちらについては一律に検査を行うことを廃止するというところで考えているところでございます。

続きまして、疑似患畜となる牛の対象についての内容について御説明いたします。

今の段階で①、②、③に該当したものについては、疑似患畜として殺処分を行っているという状況ですけれども、こちらの②の部分削除いたしまして、来年4月以降は①、②に該当したもののみ疑似患畜として処分するというところで考えております。具体的には、患畜が確認された場合、その同居牛及び満12か月齢まで同居していたものが疑似患畜から除外されることとなります。

3番目、疫学情報の収集・発生原因究明の対象についてですけれども、今まで定型・非定型の患畜が確認された場合に疫学情報収集及び発生原因の究明を行うということで規定していたのですが、これにつきましては、定型BSEが確認された場合に実施するというところで考えているところでございます。

大まかな概要については以上になりますけれども、2点補足をさせていただきたいと思っております。

1点目は、まず今回の変更につきまして、改正前のサーベイランスが無視できるリスクのステータスを維持するために必要なポイントを獲得するというを目的に月齢で区分していたサーベイランス対象牛を検査してきたところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本年5月にWOAHのBSEコードが改正されまして、飼料規制等の対策の効果を背景とした発生頭数の減少や、これまでの知見を踏まえまして、BSEを疑う症状のある牛をターゲットにしたサーベイランスを行うように改められたことから、我が国においても改正後のサーベイランスは従来の月齢の考え方をなくしまして、症状のある牛をターゲ

ットにしたサーベイランスにシフトすることとなったというところがポイントになってございます。

国際的にはわずかな出現の可能性のBSEについて、数的な解析は困難というような見解がございまして、そういった関係で検出力等の数値的な根拠は設定されていないのですけれども、反すう動物由来の飼料を牛に与えないというような現行の飼料規制はこれまでと同様に継続されますので、引き続き、牛用の飼料になることはないということでございまして、改正後におきましても、我が国のBSEのリスクに影響を及ぼすものではないと考えてございます。

次の2つ目につきましては、月齢区分の見直しに伴う非定型BSEの検出の考え方についてですけれども、こちらにつきましては、非定型BSEというものの自体、どの月齢であっても発生する可能性はあると考えておりまして、今後の改正後におきましても、疑わしい症状のある牛のサーベイランスを重点的に行うというところで、非定型BSEの検出も可能であると考えてございます。

今後、疑わしい症状のある牛を確実に摘発することを目的といたしまして、都道府県に対してQ&Aやガイドラインの周知を行ったり、あとは厚労省と連携いたしまして、と畜検査員の研修等を行ってまいりたいと思っております。そういったところを通しまして、現場のトレーニングを図って、確実に摘発するための体制を構築していきたいと考えてございます。

再度繰り返しになるのですけれども、死亡牛につきましては、引き続き、牛用の飼料になることはございませんので、適切な飼料規制が継続されている現状においては、非定型BSEが牛、人に与え得るリスクは従前と変わらないと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○眞鍋座長 加茂前さん、どうもありがとうございました。

ただいま農林水産省から御説明をいただきましたBSE国内サーベイランスの変更について、専門委員の先生方から何か御質問とかございますでしょうか。

お願いします。

○横山専門委員 サーベイランス体制が変わっていくということで、今後、動物の異常の有無をいかに見つけるか、確認するかということが非常に大事になってくると考えます。臨床症状など異常の迅速な把握がまさに鍵になってきます。これはBSEに限ったことではないと考えます。先ほど肉骨粉のところでも、主に家畜保健衛生所の業務になるかと思っておりますけれども、農場の検査強化が提案されていましたが、検査強化のみではなくて、やはり農場の衛生状況の把握や異常家畜の情報を農家が家畜保健衛生所に連絡、相談しやすい家畜衛生体制を維持、充実させていくことが必要だなど考えますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

○加茂前課長補佐 横山先生、ありがとうございました。おっしゃるとおりで、まず農家さんが日頃から牛をよく見て、何かあったら家保に通報するというような体制がまずは一

番大事だと思imasるので、その辺のところも都道府県を介して農家の皆様方に周知できるように我々も徹底していきたく思っております。ありがとうございます。

○眞鍋座長 ほかに先生方から何か御質問とか、あるいはコメントございませんでしょうか。

横山先生。

○横山専門委員 もう一つ、食肉衛生検査上での検査も含めて、BSE検査頭数が少なくなってきたのですけれども、今後、検査キットの確保に問題が生じないように、また必要数の確保の支援をお願いしたいと思imasます。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。今回の見直しに伴って、BSEの検査頭数は減るだろうと我々も思っております、この内容も含めまして、キットの製造メーカーにはお話をしまして、今後、必要数を確保していくためにどういったことができるかというところも、密にお話をしながら連携して対応してまいりたいと思imasます。

○眞鍋座長 ほかに先生方からございませんか。

岩丸先生、お願いします。

○岩丸専門委員 もし分かれば教えていただきたいのですけれども、今後、BSEリスクのステータスはどのように決まるのでしょうか。もし分かたら教えていただけますか。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。その辺は私もちゃんと細かいところまでは把握し切れていないところもあるのですけれども、恐らくWOAHのコードが改正されたことを踏まえて、世界的に同じようにサーベイランスを少し見直していくというところが考えられると思っております、それぞれの国で考えたリスク、対象となる牛の頭数を検査した結果を毎年、今と同じように、これだけの検査をしましたよという内容をWOAHに報告していくことになろうかと思imasます。その結果をもって、引き続きそのステータスの維持がされていく、もしくは見直しがされていくということになると思っております。

○岩丸専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 よろしいですか。ほかにございませんか。

斉藤先生、お願いします。

○斉藤専門委員 ちょっと教えていただきたいのですが、異常を認めた牛について、農家さんから家保との連携を取ってというお話があったのですが、農家さんが見ただけだと心もとないところが多分出てくるのではないかと思うのですが、臨床をしております大動物診療の獣医師との連携というのはどんな感じになるのでしょうか。分かる範囲で教えていただきたいのですが。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。その点も我々はしっかり周知しなければいけないなと思imasっている点でございまして、もちろん農家さんが一番危ない特定症状だなど考えたときにはダイレクトに家畜保健衛生所に連絡が行くことになるのですけれども、それ以外のBSEの関連するような症状、疑われるような症状が見られた場合には、まず臨床獣医さん、ふだんやり取りしている獣医さんに連絡してくださいねということで、今回防疫指

針にも書かせていただいておりますので、そういった内容や、実際に疑わしい症状はこういうのがありますよというのも防疫指針の留意事項にも書いておりますので、実際に検査フローをつくって現場に下ろして、家保を通じて現場のNOSAIの先生や産業動物獣医師の先生方にそういった情報が行き渡るように我々も推進していきたいと思っております。

以上です。

○斉藤専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 ほかに先生方、よろしいですか。

山本先生、お願いします。

○山本委員長 御説明ありがとうございました。最後のところで疫学情報の収集及び発生原因の究明なのですが、定型BSEだけはやっていくと。では、非定型が出たときはやらないのはよいとして、それらの発生の統計とか、それからWOAHへの報告とか、そういうのはどういうふうになるのでしょうか。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。非定型の発生につきましても、各国と同じように情報の収集はしなければいけないなと思っております。今の防疫指針の中では結局、動物衛生研究部門で確定検査が行われている最中に、その結果が出る前までに必要な飼料給与歴ですとか、動物性加工たん白の給与履歴の有無ですとか、あとは実際の牛の移動履歴ですとか、同居牛の有無といったようなところについては情報収集するようになってございます。この点は、病性鑑定して最終的に非定型か定型か分かる前の段階で既に動き出しているという状況になりますので、そういった点は引き続き情報収集することは可能と思っております。

それ以外の部分で、もし専門家からこういった情報も必要だという御指摘があった場合には、必要に応じて追加の疫学情報を収集できるように、我々から都道府県に協力を依頼してまいりたいと思っております。

○山本委員長 統計みたいなものは、これまでどおり取っておくことになるのでしょうか。

○加茂前課長補佐 失礼いたしました。その点は我々のほうで当然、非定型BSEの摘発頭数については引き続き管理してまいりたいと考えてございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

○眞鍋座長 ほかにございませんでしょうか。

今村先生、お願いします。

○今村専門委員 御説明ありがとうございました。1つ質問があるのですが、BSEサーベイランスの対象となる牛が変更となったのですが、それによって人への感染リスクは変わらないというのは私もそう思うのですが、96か月齢以上の一般的な死亡牛のサーベイランスを廃止するということになると、特定の症状を示さないけれどもBSEを持っているような牛については、サーベイランスから漏れてくるということにはなると思います。そうすると、発生状況を把握するというサーベイランスの意味がなくなってしまうような気がするのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

以上です。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。その点につきましては、ターゲットとするものが、これまでは月齢で区切って全ての96か月齢以上の死亡牛を検査していた。逆に言うとそれ以外の牛、96か月齢未満の牛であれば一般的な死亡牛について検査はしていなかったという状況もございますので、そういった状況の中で、特定症状牛のみならず、今回のケースで申し上げますと、例えば起立不能ですとか、それプラス α 、BSEに関連するような症状についても疑わしいと思われるような牛がいれば検査対象とするということになってございますので、そういった臨床症状を呈した牛を基本的に検査していくというところで、そこをターゲットとしてBSEの検査をしていくことで、引き続きBSEに対するサーベイランスは機能するものと考えております。

○今村専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

ほかに先生方、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。現行の飼料規制はこれまでと同様に継続されますので、今般の変更が牛群のリスクに影響を及ぼすものではないと考えますが、サーベイランスについては飼料規制等のリスク管理措置を検証するものとなりますので、引き続き適切なサーベイランスの実施をお願いしたいと思います。

先生方からの質問というかコメントでもございましたが、月齢の規制が撤廃されて、最初に症状を見るのが実際には農家の方だと思いますので、例えば鶏のインフルエンザなんかでもこれだけ死んだらちゃんと報告して頂戴といっても、なかなか適切に報告しない農家も現実にあるわけですので、家保の方がずっと毎日見ているわけではないですから、農家の方に対するその辺りのムービーとか、分かりやすいような一層の教育という言い方はよろしくないですが、指導をお願いできたらと思います。

それに、非定型BSEにつきましても、まだ不明な点が多く残っておりますので、これに関するような情報の収集ですとか、こういったこともやはり継続してお願いできたらと思います。よろしく申し上げます。

それでは、今日予定されておりました議事は一通り御議論いただきましたが、事務局からほかに何かございますか。

○水野課長補佐 特にございませんが、議事（2）に関しまして、追加の御意見ですとか知見等、御教示いただけるものがあれば、事務局まで御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたします。

○眞鍋座長 それでは、今日はお忙しい中、ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。どうもありがとうございました。